

予算委員会の質問内容

質問① 消防車両の能力について

先週土曜日、沖館市民センターで防災訓練がありまして、初めて参加しました。危機管理室の、藤本防災士の独演会で、2時間半、あっという間に 過ぎました。

少しは、災害時に対応できそうな気がしました。

準備をされた、関係者の皆さんには、お礼申し上げます。非常食のアルファ米の美味しさにびっくりしました。

今、台風16号の影響で各地に被害が出ています。

先月の台風10号など、最近の台風は、北海道や北東北に大きな被害をもたらしています。

太平洋の海水温が影響していて、その勢力が10%から15%大きくなっているとの、報道もありました。

昨年の鬼怒川の氾濫は、実況を見ていて、濁流の怖さを改めて、感じさせられました。その際、地元の消防署が水没して、市民の119番の要請にも応える事が出来なかったとも、報道されていました。

さて、青森市で、このような類似災害発生したとき、緊急車両は動けるのだろうか、疑問に思いました。

青森市の消防車両の能力はどうか、道路が冠水しても、走行が可能なのか、現状をお知らせください。

答弁：

総務部理事 吉崎消防庁

現在、消防機関が使用する車両については、一般に販売されている車両をベースに消防活動や救急活動に必要な機能を装備しているものである。特に救急自動車については、ベースとなる車種は限定されている。

自動車メーカーによると、冠水した道路における緊急車両の走行機能は、各車両とも水深がマフラーの設置位置までが限界とのことであり、救急自動車については概ね水深30センチメートル、消防ポンプ自動車等については概ね水深40センチメートルが走行限界とのことである。

なお、マフラーを高い位置に変更しても、エンジンや電気配線の位置はほぼ変わらないことから、冠水した道路においての走行限界も差異はないとのこと。

大雨により河川の水があふれることにより道路に濁った水が流れ込んだ場合、道路と路肩の境界の区別がつかなくなり、走行時は十分注意を要することとなる。消防活動時も、脱輪等により緊急車両が走行不能となるおそれが高くなる。

このことから、青森地域広域事務組合消防本部では車両の進入が困難と判断した場合は、保有するボート等の水難救助資器材を活用し、現場へ向かうこととしている。

また、流れが急でボートが近づけない地域においては、防災ヘリコプターによる上空からの救助を要請するなど、関係機関と連携し迅速かつ効果的な活動を実

施することとしており、道路冠水時においても走行できる緊急車両については、現在のところは考えていないが、今後も、自動車メーカーの車両の開発状況の推移をしっかりと見守ってまいります。

要望：広報青森の昨年9月に台風に備えてと、記事が載っていました。

今年も次の号くらいに載るのではと思っておりますが、もっと、早い時期に、台風に備えた、記事を載せてください。

この広報あおもりは市民の半分くらいの方が、読んでいるそうです。しかし、読んでくれる方の数値を上げるのは、なかなか困難と思います。

次に避難者への対応について

台風10号の時、朝まで柳川庁舎4階の照明がついていました。

各市民センターに避難所が開設され、担当職員が配置になって、新たな課題が出てきたと思います。

担当部署の皆さん、お疲れ様でした。無駄足と思わず、災害が予想される時は、油断なく、緊張感をもって対応してください。

さて、東日本大地震・熊本地震、広島の土石流・岩泉の水害等の災害により、避難所に避難された方から、薬がなくて困っているとの報道が、たびたびされます。

そこで、災害時、避難された中に、服用している薬を携帯しなかった方がいた場合、市ではどのような対応をするのか、お聞きします。

答弁

鈴木総務部長

医師法及び薬剤師法においては、処方策が必要とされる医薬品について、医師が診療等を実施し、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合、処方箋を交付し、薬剤師は、その処方策に基づき、医薬品を調剤することとされている。

災害発生時などにおける避難者への対応としては、医師による診療等を実施するため、医師会をはじめとする関係機関の協力を得て、医師や薬剤師等による救護班を組織し、応急的に医療を施す必要かある方に対し、診療等を実施することとしている。

また、必要な医薬品の調達に当たっては、近隣の医療品等卸売業者からの購入や県知事又は隣接市町村長に対し、調達のあっせんを要請し、必要となる医薬品を救護班に支給することとしている。

しかしながら、大規模災害時においては、医療機関へ救急患者が殺到するなどの混乱も予想されるほか、災害発生から数日間は、物流や生産活動が停滞し、医薬品の調達に時間を要することが予想される。

このことから、市では、市民自らも災害に備えていただくために、持病などにより、服用している薬などがある方については、非常持出品の一つとして準備していただくよう、広報あおもりや市ホームページ等で周知しており、引き続き日頃からの防災意識の醸成に努めてまいります。

要望：いろいろな機会をとらえて、医師がいない、処方箋なしでは、薬剤師も投薬は難しいので、自助、自分で災害時の薬の確保をするよう、広報に努めてください。

次に、懲罰処分や市の組織体制やの事を考えている時に、竹山委員・小倉委員の質疑で感じた事で、公共サービスの質の確保が、頭をよぎり、地場産業の育成や質の確保のため、公契約条例の制定が必要性を強く感じました。

八戸で、公契約条例について、講演会がありました。

その先生が 市の仕事で落札率 80%が最低で、それ以下では質の確保は難しい。

最低価格に 5%上乗せすれば、工事の安全の確保・安全教育にも経費を掛けられる、技術者の技術力の向上・待遇改善が図れ、地場企業の育成にもつながる。

その講演の中で、多くの首長・自治体職員が勘違いされていると言っていました。

公契約条例を制定すると、財政支出が多くなって、自主事業が少なくなると、思っている

自治体職員の多くは 条例の目的を勘違いしていると強調していました。

公契約条例の 目的は 働く人の賃金を上げる事ではなく、公共サービスの質を確保して、本来の目的である住民サービスを向上させるための条例であり、

会社側は、工事の安全の確保・安全教育にも経費を掛けられる、技術者の技術力の向上・待遇改善が図れ、地場企業の育成や雇用の拡大にもつながる。と言っておられました。

別な視点で考えると、公共サービスの外部化によって、働ける場所を無くしている。

第3セクターが指定管理者にされ、非正規職員が増えて、青森市全体で、安心して働ける職場を、自治体が先んじて減らしていて、民間には雇用の拡大を要請しているのは、間違っている。

市内に、少しでも、将来不安の少ない職場を作るのも自治体の仕事の一つではないのか、と思いました。

本題の懲戒処分について

新聞報道によると、教科書会社が、本来、閲覧させてはいけない検定中の教科書を、教職員に閲覧させていた問題で、青森県教育委員会は、検定中の教科書とは知らずに、意見等を提供し、教科書会社から不適切な日当や旅費等を受けていた教職員への処分について、利益目的に接したのではなく、受託収賄罪になどの法令違反には当たらないこと、教科書の採択にも影響を確認できないことから、懲戒処分の対象となる服務義務違反には当たらないと判断したとあります。

他県では、減給処分もあったと聞きました。

もしも、市職員が同じように、最終決定に関わらなければ、供与を受けた場合、どのような処分をするのか、市としての見解を求めます。

答弁

鈴木総務部長

不祥事案が発生した場合の懲戒処分等の検討・決定に当たっては、その事案

に依じて、経緯、事情、理由等を調査し、任命権者が職員懲戒等審査委員会へ諮った上で、その検討結果を踏まえ、最終的に任命権者が決定することになる。

このことから、このたびの教科書謝礼問題と類似した事案が本市において発生したと仮定した場合、今回の県教育委員会の判断と同様の結果となるか否かについては一概に判断できるものではない。また、今後の対応に予断を与える可能性もあるため、事案の経緯、事情、理由等を勘案せずに仮定の話としてお答えするのは差し控えるべきものと認識している。

とは言え、地方公務員法においては、職の信用を傷つけ、または、職員の職全体の不名誉となるような信用失墜行為は禁止されており、このことは公務員として遵守しなければならない服務上の義務であることから、市民から誤解を招くような行為は厳に慎み、市職員としての自覚を持って行動するよう、職員に対しては、機を捉え、注意喚起し続けて参りたい。

※教科書謝礼問題

教科書会社「三省堂」（東京都）が昨年8月、全国の公立小中学校の校長らに検定中の英語の教科書を見せて、謝礼金目で現金5万円を渡していた問題で、県内からも当時の八戸市教委の職員で、現在は三八地区にある中学校の教頭が出席していたことが30日、県教委などへの取材で分かった。地元で使われる教科書の採択への関与は認められず、現在、この中学校を管轄する町教委が16日付で再発防止を口頭指導した。

県教委などによると、元職員は当時、市教委に出入りしていた三省堂の社員から「教科指導のための会議があるので参加してほしい」と個人的な依頼を受け、休日に私的な立場で参加したという。元職員は「編集手当」の名目で謝礼5万円を受け取り、東京までの新幹線往復チケット代や、会議のあったホテルの宿泊費も三省堂側に負担してもらったという。

この問題をめぐっては、県教委に9月、匿名の投書があり調査したところ、元職員の出席が判明。市教委も把握していなかった。一方、元職員はその後、教科書の採択に関わる立場になく、採択を検討する「調査員」との接触もなかったことから、県教委などは懲戒処分の対象となる服務義務違反には当たらないと判断した。

県教委の聞き取りに対し、元職員は「教科書が申請中の段階で見えてはいけないことを知らなかった。自分の認識不足だった」と釈明。謝礼の5万円は今月中旬に返金したという。一方、県教委学校教育課は「教科書の採択自体は適正に行われて問題はなかったが、採択の公正さに疑念を生じさせかねない軽率な行為であり、残念な事態」としている。

県教委によると、県内では三省堂の英語の教科書は40市町村中11市町村で採用されており、三八地区では来年度も三省堂の教科書を使うという。【森健太郎】